



第23号 (平成25年11月1日)



編集責任者 国民年金部
部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

今年の暦も残り二枚となり、朝晩などはすっかり肌寒くなってまいりました。体調を崩しやすい時期でもありますので、体調管理にはくれぐれもお気をつけてお過ごしください。

11月は「ねんきん月間」です。国民の皆様には年金を身近に感じていただき、公的年金に対する理解を深めていただくことを目的として、出張年金相談や大学での年金セミナー等を行います。各年金事務所の取組みについては、日本年金機構のホームページでご確認ください。

機構からの連絡

平成25年11月1日より、新たに国民年金保険料の取り扱いを行う窓口が
拡大されます！

(国民年金部)

(※) 平成25年11月1日より、MMK端末を設置しているコンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパー、病院内売店等のMMK設置店において新たに国民年金保険料の取扱いが開始されます。

該当する店舗は「MMK設置店」の表示がされています。また、MMK設置店は、(株)しんきん情報サービスのホームページで確認できます。

<http://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/mmklist.html>

(日本年金機構ホームページよりリンクしています。)

MMK設置店における取扱いは、コンビニエンスストアと同様の取扱いとなります。

※ MMK端末とは(株)しんきん情報サービスが運営する公共料金収納用端末のことです。また、この端末を設置している店舗を「MMK設置店」といいます。

※ MMK端末は一部の金融機関（信用金庫等）に設置されていますが、これらの金融機関においてMMK端末での国民年金保険料の取扱いは行っておりません。従来どおり窓口収納での取扱いとなります。

平成25年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています
(国民年金部)

平成25年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付された方へ、平成25年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付しています。

◆送付している控除証明書の様式

(おもて面)

料金後納郵便

親展

〒169-8505 東京都目黒区高井戸西三丁目5番24号

日本年金機構 Japan Pension Service

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 XXXXX XXXX 様
住所 XXXXX XXXX

平成25年中(1月1日から9月30日までに)納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日 平成25年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

平成25年中の納付済保険料額	
①納付済額	納付済保険料の証明額 2,222,229円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額 2,222,229円
③合計額	①納付済額+②見込額(②見込額がある場合に表示) 2,222,229円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成25年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。
●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
●以下の場合は、②見込額・③合計額を表示していません。
-他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
-平成25年3月までの保険料を前納されている場合
-保険料の未納期間がある場合 など

納付状況の内訳																
年	月	納付対象月														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

●「済」は今年中に納付された月を、「見」は納付が見込まれる月を示しています。
●11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

(うら面)

お問い合わせは『控除証明書専用ダイヤル』へ

0570-070-117 (平成26年3月14日まで)

050から始まる電話または070-5***・070-6***で始まる電話(PHS)でおかけになる場合は 03-6700-1130

受付時間
月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7:00まで相談をお受けします。祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
※「03-6700-1130」の番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

保険料の口座振替のお知らせ

◎保険料納付は、口座振替が便利でお得!

●毎月の口座振替を早期にするとお得です。
口座振替なら早期制度(当月保険料の当月引落)が選べ、毎月の保険料額が50円割引となります。
●保険料を口座振替で前納されるともとお得です。
前納は6カ月または1年前納にて納めていただくことができます。口座振替での前納は、毎年2月末がお申し込みの期限です。
●詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細な説明を掲載しておりますのでご参照ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

「ご案内は内割にありません。」
失敬の方へは必ずお詫言わせてください。
(※)掲載している場合は、よく読んでからお申し込みください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
・国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象となります。
・世帯主が、世帯(家族)の国民年金保険料を連帯納付義務者として納付された場合も申告することができます。

●申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書又は領収証)の添付等が義務付けられています。

●年内に納付された保険料は今年分として申告できます。
・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。
なお、あとから納付された保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。

◆◆2年前納(口座振替)が始まります!◆◆

平成26年4月末の口座振替分より、割引額が大きくなる2年前納がご利用いただけるようになります。
・2年間で1万4千円程度の割引(推計)
・2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象
詳しくは左記のホームページをご覧ください。

◆◆後納制度をご利用ください!◆◆

平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、保険料をさかのぼって納められる期間が「2年」から「10年」に延長(後納制度といえます)されました。過去10年間に納め忘れた保険料があるときは、後納制度をお申し込みください。
詳しくは左記のホームページをご覧ください。

ご本人用(控)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 XXXXX XXXX 様
基礎年金番号 XXXXX XXXX

平成25年中(1月1日から9月30日までに)納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりです。
(平成25年9月30日現在)

平成25年中の納付済保険料額	
①納付済額	納付済保険料の証明額 2,222,229円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額 2,222,229円
③合計額	①納付済額+②見込額(②見込額がある場合に表示) 2,222,229円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

1311 1016 006 ○

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関するお問い合わせは、年金事務所のほか専用ダイヤル（かけはし第22号をご参照ください）を設置していますので、被保険者の方からお問い合わせがあった際はご案内ください。

また、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行に関する概要・よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご利用ください。

http://www.nenkin.go.jp/n/www/faq/result.jsp?faq_genre=022

（日本年金機構ホームページよりリンクしています。）

なお、平成25年10月1日以降に納付を開始された方には、平成26年2月に社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

様式は次号でご案内します。

<控除証明書専用ダイヤル>

0570-070-117（ナビダイヤル）

050から始まる電話または070-5***・070-6***で始まる電話（PHS）でおかけになる場合は

03-6700-1130

<受付期間>

平成25年11月1日（金）～平成26年3月14日（金）

<受付時間>

○月曜日 午前8：30～午後7：00

○火～金曜日 午前8：30～午後5：15

○第2土曜日 午前9：30～午後4：00

月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7：00まで相談をお受けします。

祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

*「03-6700-1130」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

*「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



アニュアルレポート2012を発行しました (経営企画部)

日本年金機構は、お客様の視点に立ち、平成24年度における業務実績、組織や役員に関する情報を分かりやすくお客様向けに発信することを目的として、平成25年9月27日にアニュアルレポート(年次報告書)を発行しました。

主な内容としては、年度計画に基づいた基幹業務(国民年金・厚生年金保険の加入の促進と保険料徴収、年金給付、年金相談など)に対する取組実績や年金記録問題への対応状況のほか、お客様サービス向上や内部統制システム構築に対する取組実績を報告しています。

アニュアルレポート2012では、コラム「教えて!ねんきん広報隊」を設けて、保険料の改定の仕組み、後納制度、第3号被保険者の記録不整合など国民年金の制度をイラストを交えたQ&A形式で分かり易く解説しています。

各市(区)町村の皆さまには、11月末を目途にお届けさせていただく予定ですので、ぜひご覧ください。



日本年金機構ホームページでもご覧いただくことができます。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp>

目次	
3・8 理事長インタビュー	日本年金機構 理事長インタビュー 3
コラム	教えて!ねんきん広報隊 国民年金の保険料改定の仕組み 9
10・30 特集	▶特集1 お客様に年金を確実にお届けするために —日本年金機構が公的年金制度の業務運営を担います— 10
	▶特集2 お客様に年金のことを知っていただくために —地域でさまざまな事業を展開しています— 19
	▶特集3 より一層のお客様サービス向上のために —「ねんきんネット」など年金業務のICT化を進めています— 23
	▶特集4 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について 27
コラム	教えて!ねんきん広報隊 国民年金の後納制度 31
	国民年金の記録不整合 32
	数字で見るみんなの年金 33
コラム	教えて!ねんきん広報隊 国民年金の保険料免除・後納制度 35
36・90 平成24(2012)年度 取り組み実績	[報告1] 業務の取り組み 36
	[報告2] お客様サービス向上の取り組み 64
	コラム 教えて!ねんきん広報隊 国民年金の前納割引制度 73
	[報告3] 内部統制システム構築の取り組み 74
	[報告4] 平成24(2012)年度 実績評価 84
コラム	教えて!ねんきん広報隊 国民年金の支給額 91
92・123 資料編	① 日本年金機構の紹介 93
	② 日本年金機構 平成24(2012)年度トピックス 103
	③ 平成24(2012)年度 財務関連データ 105
	④ 平成24(2012)年度 業務関連データ 110
	⑤ お問い合わせ先 112
	⑥ 日本年金機構 全国の窓口 116

コラム 教えて!ねんきん広報隊

国民年金に関するご質問にお答えします。

5 国民年金の前納割引制度

寿司店を営んでいます。国民年金保険料の納付を口座振替にしたいです...

口座振替のご利用ありがとうございます。ところでお客様、お支払い額が割引になる前納制度をご検討はいかがでしょうか?

え?保険料なのに割引ができるの?

そうなんです。1年度分の保険料を現金で前納すると「3,200円」の割引。さらに、口座振替で前納すると割引額が「580円」アップして「3,780円」の割引! 6か月分の場合も、現金で前納すると「730円」の割引、口座振替で前納すると割引額が「300円」アップして「1,030円」の割引になります。

現金で毎月納付	平成25年度分 保険料 15,040円×12か月=180,480円
口座振替で1年度分を前納	3,780円 割引 1年度分 保険料 180,480円-3,780円=176,700円

2年前納
平成26年4月から、2年度分の保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まります。「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合と比べて2年間で14,000円程度の割引になります。
◎保険料額については毎年改定されます。

へえ!これは得だね、妻にも伝えないと。「2年前納」も考えようかな。

来年度の前納お申し込みは、平成26年2月末日までです。それまでに、ご家族で検討ください。

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続き等については市(区)町村または年金事務所まで お問い合わせください。

国民年金保険料の納付方法として◆「2年前納(口座振替)」が始まります！◆

平成26年4月末の口座振替分より、割引額より大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

《2年前納(口座振替)のメリット》

- ・メリット1：2年間で1万4千円程度の割引となります。
- ・メリット2：2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。
- ・メリット3：口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。

お申込み期限は毎年2月末までです。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせ願います。

地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。
ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。